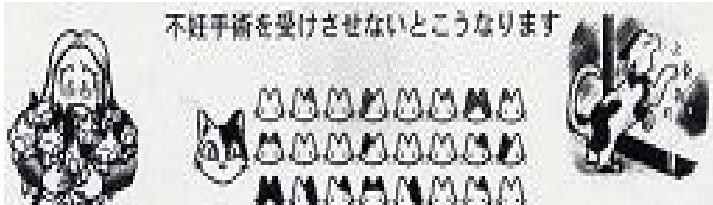


# 繁殖のその後



一匹の猫が一度に5匹・年に2回産むとして一年後には72匹に。さらに一年後には5112匹に。犬は猫より多産のため、もっと増えます。

産ませた人は飼いきれなくなって、「今、一番可愛い時期ですよお～、もらって（買って）下さい」と言って、譲渡し、追跡調査はしません。虐殺されようが、捨てられてようがお構いなしです。



譲渡を受ける人は、誰しものが初めは「一生、大切に大切に飼います」と言い、初めから「いずれは捨てるかも、、いずれは処分するかも、、」と言う人はいないのです。それでも、最後まで飼えない人が沢山いて、保健所では、動物たちが、震えながら、苦しみながら、二酸化炭素で処分されます。一部の自治体は安楽死ですが、殆どが苦痛死で、死亡確認もせずに焼却炉へ自動的に放り込むシステムを使用している自治体もあります。

去勢不妊を徹底すると、いずれ絶滅するでしょうが、絶滅を危惧する必要があるのでしょうか？すでに絶滅した種で、不幸になっている動物は一匹もいません。無の状態には、痛みも苦しみもありません。『絶滅の危機』という概念は、人間が勝手に作り出したものです。絶滅を危惧するよりも、苦しみながら処分されたり、捨てられて惨めに死んでいく動物たちのことを考えるべきではないでしょうか。現に、横浜の連続猫虐待犯人も「大切にします」と言って、産ませた飼い主から複数回に渡って子猫を譲り受け、虐殺を繰り返したのです。この例からも、去勢不妊を怠ることと虐待は因果関係にあると解ります。メスだけでは妊娠しません。オスメスを問わず去勢不妊を。

（生後半年位を目安に。近年は生後4ヶ月位でする獣医さんもいます）

他の生命体を勝手に繁殖して、譲渡したり、売買したり、毛皮にしたり、実験したりして遊んでいるのは人間だけです。まずは、このことを疑問視しませんか。

里親さがしで解決するのでしょうか。去勢不妊を受けさせない人へ渡すとかえって処分や遺棄を増やします。また、譲渡先で大切に飼われる保証がないにも拘わらず、産ませて譲渡することは無慈悲ではありませんか。今や去勢不妊は国是となり、国（環境省動物愛護管理室）のほうも、繁殖については言及するスタンスを取っています。



※動物愛護法37条 繁殖制限の努力義務・努力義務とは『努力する義務がある』のであって努力しなくても良いという意味ではありません。努力した証がなければ努力義務に反します。

「二本松アニマルポリス」で検索できます  
〒960-8066福島市矢剣町11-3  
星野節子024-563-7650 (tel fax)

優しいことを言う人が優しいのではなく、現状に即した活動をする人が優しいのだと思います。  
繁殖と虐待の因果関係を広く人類へ周知しましょう。